

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、福岡都市圏におけるベッドタウンとして住宅開発がなされ、結婚・出産期の住民の転入が続き、人口が増加している。国の人口は、平成16年(2004年)を境に減少に転じたが、本市の人口は、平成28年(2016年)8月に10万人に到達し、平成40年(2028年)頃までは増加が続くと推計される。

本市の年齢別人口構成について、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成40年(2028年)頃までは急激な変化はない見込みである。また、本市の65歳以上の高齢化率は、全国平均に比べて低率であり、平成50年(2038年)頃に、約30%になる見込みである。

本市の産業構造は、第二次産業・第三次産業が大部分を占め、卸売・小売業が市内事業所のうち約30%と最も多く、そのほか、建設業、製造業、サービス業、医療・福祉関連と多岐にわたっている。また、本市の中小企業は、市内の事業所の99%を占め、本市の従業者のうち約90%は中小企業の従業者である。このように、本市の中小企業は、多様な分野において特色ある事業活動を行っているとともに、本市の雇用を支えている。

少子高齢化や人手不足への対応など、本市の経済と雇用を支える中小企業を取り巻く経済や社会の環境は激しさを増している。このような中、本市は、国と一体となって、市内中小企業の生産性を向上させ、人手不足をはじめとする課題解決を支援することを目的とし、本計画を策定する。

(2) 目標

本市は、本計画を策定し、経営革新等支援機関などとの連携を図り、中小企業者の先端設備などの導入を促すことで、福岡都市圏の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に年間10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性が、年平均3%以上向上することを目標とする。

なお、労働生産性の算出は、中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、以下のとおりとする。

労働生産性 = (営業利益 + 人件費 + 減価償却費) ÷ 労働投入量 (労働者数又は労働者数 × 1人当たり年間就業時間)

2 先端設備等の種類

本市の産業は、建設業、製造業、卸売・小売業、サービス業などと多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の様々な設備投資を支援する観点から、本計画において対象となる設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の種類の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、市中心部の商業地域、市北部の準工業地域を主とし、広域に立地している。全ての産業において、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は大野城市全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、建設業、製造業、卸売業・小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が本市の経済、雇用を支えていることから、全ての産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進など、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が本計画を同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮に関する事項

人員の削減を目的とした取組については、計画認定の対象としない。

(2) 計画認定の対象としない事業

市税を滞納している事業者が計画する事業

公序良俗に反する事業

大野城市暴力団排除条例(平成22年条例第12号)第2条に規定する暴力団員

又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が計画する事業

(3) その他

先端設備等導入計画が認定された中小企業者は、市が必要とした際には、計画の進捗状況を報告することとする。